

中川・綾瀬川流域治水協議会 緊急流域治水部会 規約（案）

（名称）

第1条 本会議は、「中川・綾瀬川流域治水協議会 緊急流域治水部会」（以下、「部会」という。）と称する。

（設置目的）

第2条 令和5年6月2日からの梅雨前線及び台風第2号による大雨により、中川・綾瀬川流域（埼玉県下流部）を中心に甚大な内水被害が発生したことを踏まえ、国、県、関係市町が連携し、被害が著しかった地域の内水被害にも寄与する流域治水の具体的な取組を策定することを目的に設置する。

（部会の構成）

第3条 部会は、別表の組織にある者をもって構成する。

- 2 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 部会には、オブザーバーとして関係機関を参加させることができる。

（部会の実施事項）

第4条 部会は、令和5年6月2日からの梅雨前線及び台風第2号による大雨により、被害が著しかった地域の内水被害にも寄与する流域治水の具体的な取組を策定する。

- 2 部会での取組情報を、協議会に展開することにより、協議会全体の流域治水の一体的推進に資するものとする。

（会議及び資料の公開）

第5条 会議及び資料は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、部会に諮り、非公開とすることができる。

（事務局）

第6条 部会の事務局は、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所計画課、及び埼玉県県土整備部河川砂防課に置く。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

（附則）

- 1 規約は、令和5年 月 日から施行する。

中川・綾瀬川流域治水協議会 緊急流域治水部会 組織

(構成員)

春日部市長

草加市長

越谷市長

八潮市長

三郷市長

吉川市長

松伏町長

埼玉県 農林部 農村整備課長

埼玉県 県土整備部 河川砂防課長

埼玉県 県土整備部 河川環境課長

埼玉県 都市整備部 都市計画課長

埼玉県 都市整備部 市街地整備課長

埼玉県 下水道局 下水道事業課長

埼玉県 越谷県土整備事務所長

埼玉県 総合治水事務所長

関東地方整備局 江戸川河川事務所長

(オブザーバー)

足立区長

(事務局)

埼玉県 県土整備部 河川砂防課

関東地方整備局 江戸川河川事務所 計画課